

安衛法改正に伴う 個人作業記録対象物質の 追加に関する説明会

2023年6月29日

物質理工学院 安全担当副学院長 石曾根 隆

工・物・環(大岡山地区)安全管理室

学院等安全管理室

本説明会の目的・内容

＜目的＞

- 新たに個人作業記録が必要になったがん原性物質について
対象物質や対象作業を把握し、教職員および学生の
記録作成に役立てる

＜内容＞

- 法令改正について
- がん原性物質について
- 個人作業記録の記入・提出方法について

試薬（化学薬品）に関わる代表的な法律

1. 毒物及び劇物取締法：紛失防止のための毒劇物管理簿
2. 消防法：指定数量（保管数量の管理）
3. 労働安全衛生法：取扱い方法の徹底、SDS
4. 廃棄物処理法：廃試薬の処分、廃液の委託処分
5. 化学物質排出把握管理促進法：PRTR制度
6. 化学物質審査規制法：特定・指定化学物質の製造数量届出
7. 麻薬及び向精神薬取締法：研究者登録
8. 核燃料物質規制に関する法律：国際的な査察機関IAEA
9. 化学兵器禁止法：生産量、消費量の届出
10. 製造物責任法（PL法）：製造物の欠陥により損害が生じた場合の
損害賠償責任について定めた法規
11. 水銀汚染防止法

今回の安衛法改正について

労働災害の原因となった化学物質の多くが、特別化学物質障害予防規則(特化則)、有機溶剤中毒予防規則(有機則)などの規制対象外であったことを踏まえ、**リスクアセスメント対象物質等の拡充及び化学物質の自律的な管理体制等**に関して行われた。

学内において対応の必要な改正点

★2023年4月より施行

1. 化学物質のSDS(Safety Data Sheet)等による危険性・有害性に関する**情報伝達の強化**
2. リスクアセスメント対象物に**ばく露される程度を最小限度**にすること、皮膚又は目に障害を与える化学物質を取り扱う際に**労働者に適切な保護具を使用**させること等の**化学物質の自律的な管理体制の整備**
3. 衛生委員会において化学物質の自律的な管理の実施状況の調査審議を行うことを義務付ける等の化学物質の管理状況に関する労使等のモニタリングの強化

★2024年4月より施行

1. **化学物質管理者**の選任等、化学物質に関する**管理体制の強化**
2. 雇入れ時等の教育の拡充

★2024年4月より順次施行

1. リスクアセスメント対象物(=SDS交付義務物質)が、現行の674物質に加え、2024年度には234物質が、その後も毎年追加され、**計約2900物質まで拡充予定**

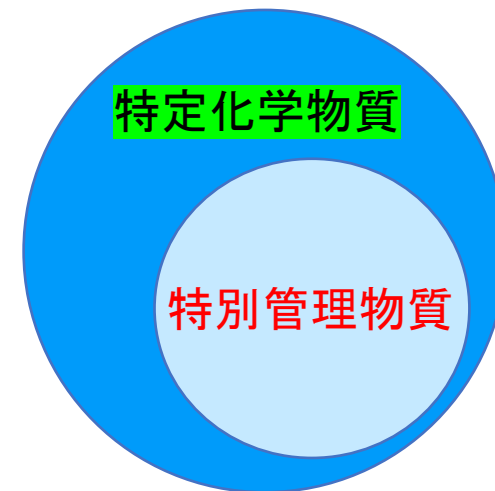
各試薬類の関係

特定化学物質：健康障害を発生させる可能性が高い物質として定められた化学物質(76種)

第一類から第三類に分類されている

特別管理物質：特定化学物質の内、**特にがん原性**(疑いのあるものを含む)**のある化学物質**(44種)

がん原性物質：発がん性区分1(1A,1B含む)に該当し、特別管理物質に該当しないもの



特別管理物質

クロロホルム
ジクロロメタン
エチルベンゼン 等

ホルムアルデヒド
1,2-ジクロロエタン
ベンゼン、スチレン 等

発がん性区分1

がん原性物質

N,N-ジメチルアセトアミド
アクリル酸メチル
アセトアルデヒド 等

※エタノールは除く

※発がん性区分(GHS分類)
1A:ヒトに対する発がん性が知られている
(主としてヒトでの証拠)
1B:ヒトに対しておそらく発がん性がある
(主として動物での証拠)
2:ヒトに対する発がん性が疑われる

主な改正項目の施行時期

		2022/5	2023/4	2024/4
化学物質 管理体制	ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加			○
	ばく露を最小限度(濃度基準値以下)にすること		○	○
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存		○	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止		○	○
	衛生委員会付議事項の追加		○	
	がん等の遅発性疾病の把握強化		○	
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成・保存		○	
	化学物質労災発生事業場等への労働基準監督署長による指示			○
	リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等			○
	がん原性物質の作業記録の保存		○	
実施体制	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化			○
	雇入れ時等教育の拡充			○
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大		○	
情報伝達	SDS等による通知方法の柔軟化	○		
	SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新		○	
	SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化			○
	事業場内別容器保管時の措置の強化		○	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大		○	
管理水準良好事業場の特別規則等適用除外			○	
特殊健康診断の実施頻度の緩和			○	
第三管理区分事業場の措置強化				○

現在ご対応いただいている安全対策（薬品関係）

1) 安全のリスクアセスメント

実験環境や作業において、危険性や有害性を調査しリスクを特定・認識、対策を講ずる。
毎年5～6月に実施・提出。非実験系を含め全研究室が対象。

2) 衛生のリスクアセスメント

平成28(2016)年度から3年間にかけて実施。
対象は前年度にいずれかの対象物質を1kg以上使用した研究室。

3) 特別管理物質個人作業記録

特別管理物質(44物質)を使用した個人毎に、毎月の使用量を記録、年度末に提出。

その他

毒劇物取扱者名簿、特殊健康診断、作業環境測定、局所排気装置自主検査 等

新規：がん原性物質の作業記録について

がん原性物質：発がん性リスクの高い物質

工学院、物質理工学院、環境・社会理工学院では、これまで特別管理物質(44種)の個人作業記録を提出いただいていたが、2023年4月からはがん原性物質(122物質、2024年4月に77物質追加)に関しても個人作業記録を付けていただく必要がある。

これに伴い、特別管理物質分も併せて全学で様式が統一されることになった。

主ながん原性物質～工系3学院で登録件数の多い薬品

N,N-ジメチルホルムアミド(DMF)、N,N-ジメチルアセトアミド(DMAc)、アクリル酸メチル、アセトアルデヒド、ヒドラジーン水和物、ヒ化ガリウム 等

一覧は工・物・環合同電子掲示板等に掲載済み(安全管理室HPにもリンクを貼っています)

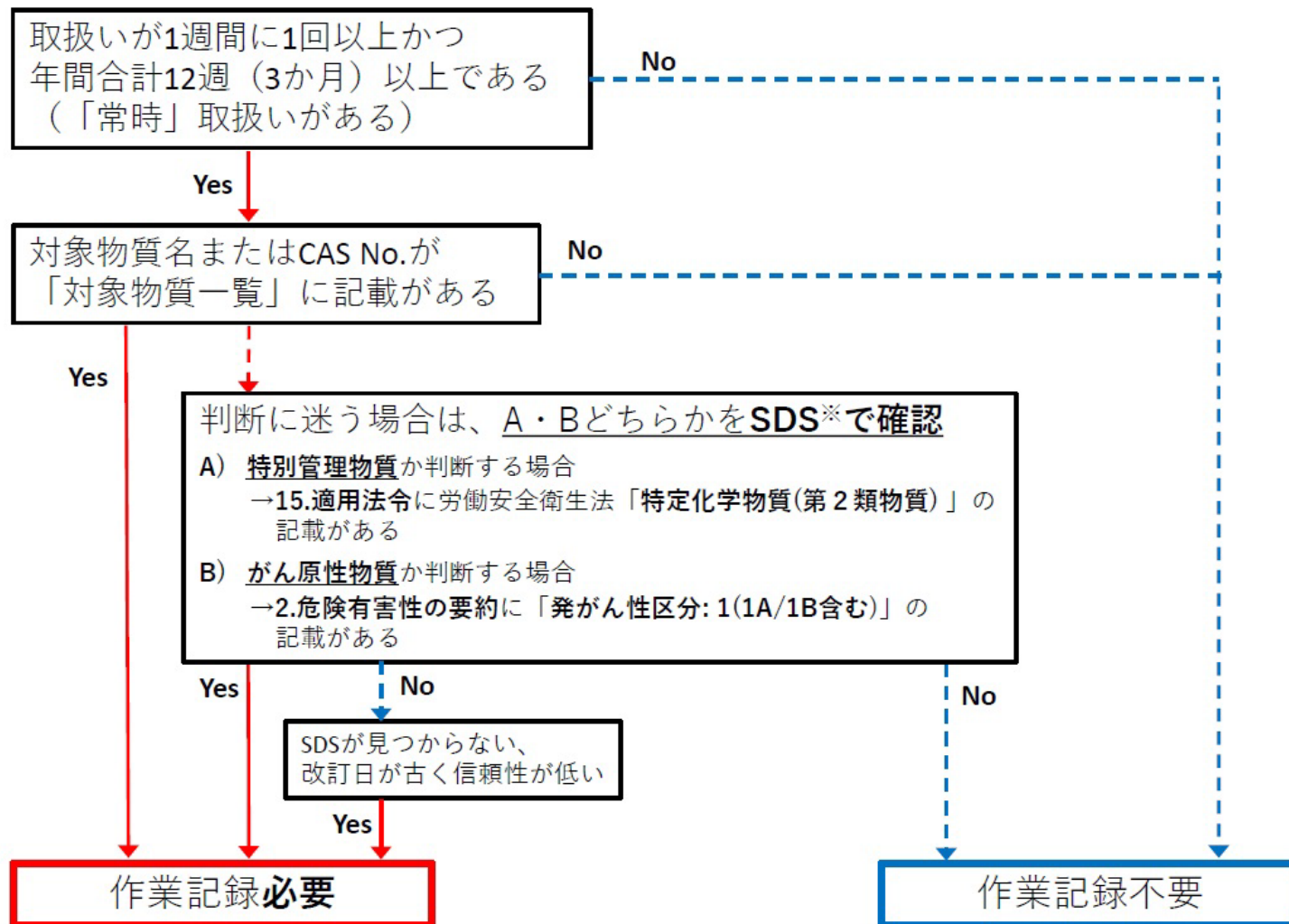
http://www.eng3.e.titech.ac.jp/jim/e_board/R05/3974.html

ヒ化ガリウムや石英等、IASO R6に登録せずに使用している物もあるため注意

IASO R6で検索する場合、現時点では「がん原性物質」のチェック項目は無いため、CAS登録番号等で検索せざるを得ない状況。冬頃にIASO R6のカatalogデータが更新され更新後は「がん原性物質」のチェック項目が出来るとのこと。

がん原性物質の作業記録について(大学の指針)

特別管理物質およびがん原性物質、対象物質判断フローチャート



工・物・環(大岡山地区)安全管理室
及び学院等安全管理室では
「作業記録対象物質」用のラベルを
用意しているので、必要な場合には
下記必要事項をお知らせの上ご連絡ください。

<必要事項>

- ・研究室名／氏名／学内便ポスト番号
- ・必要枚数(大・中・小)

※大:ガロン瓶向け、
中:100～500ml試薬瓶向け
小:100ml未満の試薬瓶向け

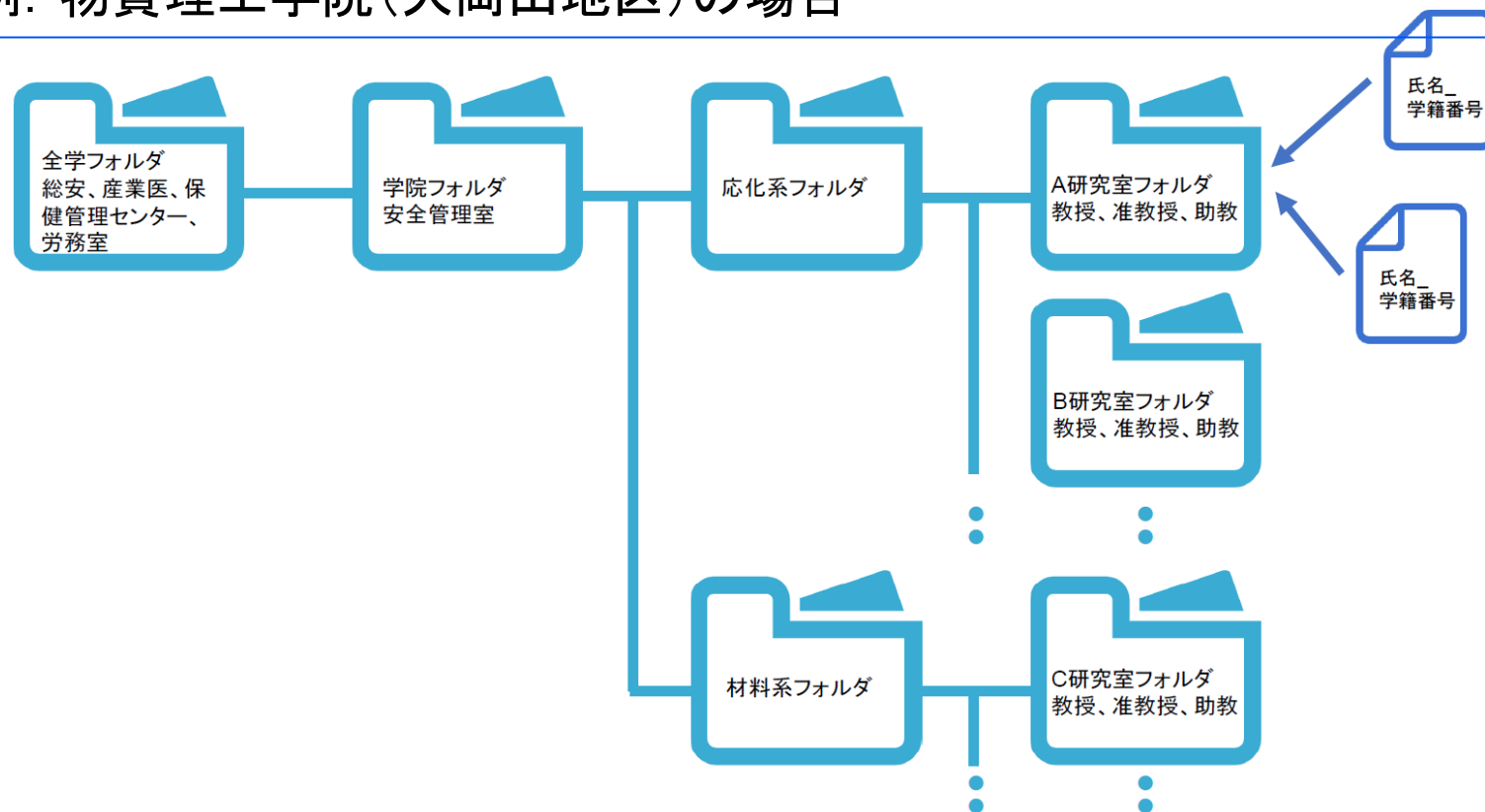
10研究室が対応済み

※ 確認するSDSの優先順位は、①販売元 ②職場のあんぜんサイト（厚生労働省）あるいは
NITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）③他のメーカー

提出方法(部局管理案)

環境・安全推進室より学院毎のBoxフォルダが割り当てられる。
工学院、物質理工学院、環境・社会理工学院では
学院フォルダの下に系フォルダ・研究室フォルダを作成し、研究室フォルダには各研究室内の教員に
「編集者」の権限を付けます。編集者はファイルのアップロード、ダウンロード、フォルダ作成が可能です。

例. 物質理工学院(大岡山地区)の場合



ファイルは個人管理

安全管理室から、各研究室内の教員に
フォルダ自体のURLおよび
提出用URLをお知らせします。

フォルダは、下記の研究室を
対象に作成します。

物質理工学院: 全研究室

環境・社会理工学院: ???

工学院機械系・システム制御系・

電気電子系: ???

上記研究室以外でフォルダが必要な
場合には、各地区の安全管理室に
連絡をお願いいたします。

提出方法

ファイルは個人管理

ファイル名は必ず氏名と学籍番号または職員番号を入れてください。

氏名の表記形式は以下のように統一します。

日本国籍：漢字表記（学生／職員証の表記と同じ※）

外国籍：アルファベット表記

例. 山田太郎_111111、John Smith_222222

※「渡辺」「渡邊」、「斎藤」「齋藤」等、漢字が複数存在する姓があるため、
学生証・職員証の表記に合わせてください。

注意点

- 各個人の作業記録は、年度が変わっても続けて記入します。
同一人物のファイルが複数存在することのないようにしてください。
- 2024年4月に対象物質が追加されるのでご注意ください。2024年3月初旬にご連絡します。

対象物質に関するQ&A

Q. ヒ化ガリウムやインジウム化合物等を基板として使用、グローブボックス等の密閉装置内で切断等行う場合は作業記録が必要か？

A. 密閉装置内での使用で、吸入及び経皮ばく露の恐れがなければ作業記録は不要。

Q. 重水素化物は対象か？

A. SDSから判断。入手できない場合は、基本的な毒性は変わらないと考えて対応。

Q. 対象物質がどれくらいの濃度で含まれている場合に対象になるのか？

A. 物質毎に対象となる含有量が異なるが、1.0%以上含有される場合は対象。
0.1%以上1.0%未満の場合は安全管理室に問合せを。

Q. 週に一度の取扱いというのは取扱量等に基準があるのか？

A. 取扱量や時間に関わらず、取扱った回数で考える。

対象物質に関するQ&A

Q. アルシン(AsH_3)等の気体はどう記載するのか？

A. 密閉系の設備で使用する場合は記録不要。ばく露の可能性がある場合は使用量の欄は記載せず、備考欄に流量と使用時間等、ばく露した量に関する情報を記載。

Q. 結晶質シリカはどういう作業が対象になるか？

A. 作業中に粉体や繊維状で飛散する可能性があれば対象。石英管でのガラス細工でも削る・磨く等粉塵が出る可能性のある作業は対象になる。

Q. 真空ポンプオイルなどの鉱物油は対象になるか？

A. メーカーからの組成表を参照し、ニュートラル潤滑油などの対象が含有されているか、また使用頻度をフローチャートから判断。

Q. 学生実験(授業)において記録は必要か？

A. 臨時の使用と判断できるため不要。

その他の対応が必要な事項

洗瓶等を含む全ての化学物質保管容器へのラベル表示
または文章等による名称等の明示



	acetone
	methanol
	tetrahydrofuran
	n-hexane
	distilled water
	running water
	ethanol
	dichloromethane
	ethyl acetate
	chloroform
	diethyl ether

用語集・関連サイト集

SDS：安全データシート(Safety Data Sheet)の略語。化学物質の物理化学的性質や危険性・有害性及び取扱いに関する情報を提供するための文書

化学物質管理者：2024年4月から選任が義務化される、事業場における化学物質の管理に係る技術的事項を管理するもの

ニュートラル潤滑油：鉱油系のパラフィン系ベースオイル、低粘度のスピンドル油から高粘度シリンダー油まで各種のものがあ、その炭素数はC15～C50、分子量は200～700、常圧換算沸点は250～600℃の範囲

CAS登録番号：世界的に利用されている、個々の化学物質に固有の識別番号

労働安全衛生法の新たな化学物質規制(厚労省パンフレット)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001083280.pdf>

がん原性物質を定める告示(厚労省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29998.html

総合安全管理部門HP(健康衛生＞個人作業記録)

<https://www.gsmc.titech.ac.jp/>